会議結果報告書

1　会議名	ごみ処理に関する課題についての意見交換会（鳥井戸自治会）
2　日時	平成30年9月8日（土）19：00～20：00
3　場所	鳥井戸自治会館
4　出席者	（資源循環課）森岡担当主査、小田副主査 （環境事業センター）安齋担当主査、加茂主任 （鳥井戸自治会）参加人数：9人
5　内容	本市のごみ処理に関する課題について意見交換会を実施した。会議の主な質問と意見は次のとおりであった。 ●寒川町も有料化を導入しているのではなかったか。 →寒川町も指定袋を使用しているが、有料化の取り組みとは異なり、袋の製造単価のみで、手数料を上乗せしているものではない。 ●有料化を導入した場合、袋を捨てるには、指定袋に入れる必要があるので、ごみとしての総量が増加すると思うがどう考えるか。 →新たにごみ袋を購入する場合は、指定袋を購入して、その中に直接ごみを入れてもらえばよいが、既に購入してある既存の袋については、他の用途で使用してほしい。なお、資源物を有料化の対象としない場合には、資源物を入れる袋としても使用が可能である。 ●賞味期限と消費期限の違いを市民が理解しておらず、未利用食品が増加してしまうと思うので、違いについて周知してほしい。 ●茅ヶ崎市と差異のない大和市とで比較をしてみたが、大和市が51,330ｔのごみの総量なのに茅ヶ崎市が41,284ｔで、10,000ｔ近くの差があるのはなぜか。 →大和市は燃やせるごみと燃やせないごみの総量を、茅ヶ崎市は燃やせるごみのみの総量をお示ししているためである。 ●戸別収集において、戸別の定義を教えてほしい。 →戸建てと集合住宅を併せたものを戸別と定義するが、戸建てについては、戸建てごとで収集し、集合住宅については、既存の集積場所での収集となり、建物ごとの収集を行うことを指して戸別収集と呼んでいる。 ●小規模なアパートの場合は、集積場所を敷地内に有していないため、玄関ごとの収集になるか。 →敷地内に集積場所を新たに設けてもらう必要があると考えている。

●アパート、集合住宅におけるごみ置場の設置規定を教えてほしい。
→燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、８世帯以上の場合であれば、集積場所を設けることができる。
●50 世帯が１箇所にごみを出している箇所があるが、ごみ置場の分散を検討したい。
●高齢などで、集積場所までごみ出しをできない人への措置はあるか。
→条件があるが、高齢者や障害をお持ちの方など、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として「安心まごころ収集」を実施している。

●戸建てより、ワンルームマンションの単身世帯が、分別の方法を分かっていないので、管理会社への周知啓発を努めてほしい。

●戸別収集になったら、各戸建てにごみ箱が置かれるので、モラルがない人は、他人のごみ箱に入れてしまうことが考えられる。

●戸別収集を導入する場合、多額に経費が発生することが考えられるが、試算はしているか。
→環境事業センターの職員が、仮に戸別収集を導入した場合に、新たに必要となる車輌や人員にかかる経費を算出するため、現場確認等を実施している、経費が分かり次第、皆様には何らかの形でお示ししたいと考えている。

●平成 45 年度までに施設にかかる経費はどのくらいか。
参考資料の別紙１ 「ごみ処理施設整備等の将来予測」のとおりである。

●収集したごみを資源物として変えることは検討しているか。
→びん・かん・ペットボトルについては、売却して収益としているが、今後、検討しているものは剪定枝の資源化である。なお、リサイクルを行うことは、費用が多額に発生してしまうことがあるため、費用対効果については、十分に検証していきたい。

●茅ヶ崎市として、市民に最も伝えたいことは何か。
→ごみの減量が最も伝えたいことであり、有料化や戸別収集はその考えられる施策のひとつである。

●生ごみ処理機の補助金を切っておいて、市民に生ごみを減量してほしいというのはおかしいと思う。ごみの減量をしてほしいなら、もっと施策としても、アピールをしていかないといけない。

以上